

## 小平市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金について

### 手続きのおおまかな流れ

- 1 まずは団体登録の申請を行ってください。**(注1)**
- 2 市は申請の内容と団体の活動内容の確認などを行い、団体登録の承認通知を発行します。
- 3 登録団体として承認されたら、猫の手術を実施してください。**(注2)**
- 4 手術を実施した後、領収書を添付の上、補助金の交付申請を行ってください。**(注3)**
- 5 市は交付申請の内容を確認して補助金額の確定を行い、補助金の交付決定通知を発行します。
- 6 交付決定通知を受け取ったら、補助金交付の請求書を提出してください。**(注4)**
- 7 市は請求書を受け取ってから1か月以内に、代表者の方の口座へ補助金を振り込みます。
- 8 年度末時点での団体の活動内容について、活動報告書を提出してください。
- 9 登録団体の承認期間は、2年度間（最長2年）です。承認期間満了後も引き続き登録団体として補助を申請する場合は、再度団体登録の手続きを行ってください。

**(注1)** 団体登録の申請の際は、以下の点にご注意ください。

- ① 団体登録の主な要件は次のとおりです。
  - ・ 同一世帯に属していない2人（20歳以上の代表者とその他に18歳以上の方1人）以上である
  - ・ 小平市内に住所を有する人が団体に所属している
  - ・ 餌場やトイレの管理、不妊・去勢手術の実施などが行える
  - ・ 地域の方々に活動の理解を求める活動が行える
- ② 団体登録申請書別紙「管理活動の対象とする飼い主のいない猫一覧表」は、活動地域ごとに作成していただく必要があります。団体登録申請書「1活動地域」に複数箇所の活動地域を記載した場合は、その箇所数分の猫の一覧表をご提出ください。
- ③ 「管理活動の対象とする飼い主のいない猫一覧表」に記載された猫が、手術費補助の対象の猫となりますので、漏れの無いようご注意ください。ただし、記載された猫すべての手術費補助交付が決定するわけではありません。
- ④ 「管理活動の対象とする飼い主のいない猫一覧表」は、補助金の交付申請の際に必要となりますので、申請時に提出する前に、手元にコピーを保存してください。
- ⑤ 団体登録の申請の後、現地の確認や聞き取りの調査を行います。その際は立会をお願いいたします。

**(注2)** 手術実施の際は、以下の点にご注意ください。

① 団体登録の承認前に実施した手術は、補助の対象となりません。

② 補助の対象となる手術は、次の二つです。

- ・ 獣医師が行う卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する不妊手術
- ・ 獣医師が行う精巣を摘出する去勢手術

この他の方法による不妊手術や去勢手術は、補助の対象となりません。

手術の実施時に耳カット等、手術済みであることを表す処置も行ってください。

③ 補助金交付申請には、手術の領収書が必要です。

領収書の宛名は団体名とし、手術にかかった費用と、「卵巣摘出による不妊手術」や「精巣摘出による去勢手術」など、どのような手術内容なのか具体的にわかるものをお願いします。また、複数匹の手術が1枚の領収書になっている場合は、「オス〇匹」、「メス〇匹」などの記載も必要です。

例：「精巣摘出による去勢手術 オス3匹」など

**(注3)** 補助金の交付申請の際は、以下の点にご注意ください。

① 補助金の交付申請は、1回の申請で複数件分の申請ができます。

② 補助金の交付申請で受け付けできるのは、手術後3か月以内のものに限ります。

③ 補助金の交付対象となる猫は、団体登録の際に提出されている「管理活動の対象とする飼い主のいない猫一覧表」に記載されている猫に限ります。

④ 補助金交付申請書の別紙「不妊手術・去勢手術の内訳」には、手術費用の補助を申請する猫の情報を記載します。

「不妊手術・去勢手術の内訳」の活動地域番号や猫番号は、団体登録を行った際の「管理活動の対象とする飼い主のいない猫一覧表」のお手元のコピーで確認してください。

⑤ 「不妊手術・去勢手術の内訳」の領収書番号欄の番号を該当する領収書に記載し、添付の上ご提出ください。

⑥ 交付申請の受付額がその年度で割り当てられた予算総額に達した時点で、年度の途中であっても受付終了となります。なお、今年度の補助金の受付状況と残りの予算額については、市ホームページでお知らせしています。

**(注4)** 補助金交付の請求書の提出の際は、以下の点にご注意ください。

① 補助金の交付決定通知書の発行年度を越えての請求は受け付けできませんので、請求書は交付決定後2週間以内にご提出ください。

② 補助金の振り込みは、団体の代表者名義の口座への振り込みとなります。

詳しくは、お問い合わせください。

環境政策課 環境対策担当 電話：042-346-9536